

## 中部圏建設担い手育成ネットワーク協議会設置要領

(名称)

第1条 本会は、中部圏建設担い手育成ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 建設産業がより魅力的な産業となり、担い手の確保・育成を実現し、将来においても社会の要請に的確に対応できるようにするため、担い手三法等の趣旨を踏まえ、産官学を挙げて、現在の制度、仕事のやり方等を総点検し、改善すべき点や新たに実施すべき施策やその具体的な工程を明確にする。

(活動内容)

第3条 ネットワーク協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について連絡調整を行うとともに取り組みの強化を図る。

- 一 若年者の入職促進を図るための活動
- 二 女性の定着促進を図るための活動
- 三 毎年度の広報計画の作成
- 四 広報計画を進める上での課題に関する意見交換
- 五 毎年度の広報実施状況のとりまとめ
- 六 広報の取り組み状況の情報共有及び意見交換
- 七 広報活動に向けた周知及び啓発
- 八 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 ネットワーク協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

東海4県土木教育研究会 会長  
学校法人電波学園 東海工業専門学校金山校 校長、建設学部部長  
一般社団法人 日本建設業連合会 中部支部 支部長代理、事務局長  
一般社団法人 岐阜県建設業協会 理事、専務理事  
一般社団法人 静岡県建設業協会 理事、専務理事  
一般社団法人 愛知県建設業協会 理事、専務理事  
一般社団法人 三重県建設業協会 理事、専務理事  
建設産業専門団体中部地区連合会 会長

行政機関（オブザーバー）

厚生労働省 岐阜労働局  
厚生労働省 静岡労働局  
厚生労働省 愛知労働局  
厚生労働省 三重労働局

岐阜県 県土整備部  
静岡県 交通基盤部  
愛知県 建設局  
三重県 県土整備部  
国土交通省 中部地方整備局 副局長  
国土交通省 中部地方整備局 企画部長  
国土交通省 中部地方整備局 建政部長  
国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術調整管理官  
国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業調整官  
国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課長  
国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課長

(会長の職務)

第5条 ネットワーク協議会に会長を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選によって選出する。
- 3 会長は、ネットワーク協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長の任期は1年度とする。ただし、再任は妨げない。

(ネットワーク協議会の召集)

第6条 ネットワーク協議会の招集は、会長が行う。

- 2 ネットワーク協議会は、会長が議長を務める。  
ただし、会長がネットワーク協議会に出席できない場合は、会長の所属する各県建設業協会等の事務局長等を指名する。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 ネットワーク協議会の事務局は、会長の所属する各県建設業協会等に委嘱する。

また事務局の任期は1年度とする。

- 2 事務局は、ネットワーク協議会で決定された方針に基づき、その運営を行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附則)

この要領は、平成25年11月25日から施行する。

平成26年2月27日改訂

平成26年12月25日改訂

平成27年3月23日改訂

平成28年6月17日改訂

令和元年 12 月 3 日改訂

令和 3 年 1 月 27 日改訂